

内閣参質一一八第六号

平成二年六月二十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員北村哲男君提出出入国管理及び難民認定法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員北村哲男君提出出入国管理及び難民認定法に関する質問に対する答弁書

一について

平成二年六月二十一日現在、御指摘のような事情を理由に在留資格の変更又は在留期間の更新の申請をしている中国人は、十六名である。

二について

平成二年六月二十一日現在、在留期間を経過して不法に残留している中国人のうち、御指摘のような事情を入国管理当局に対して訴えている者は、四名である。

三について

中国人留学生又は就学生から在留期間の更新等の申請があった場合は、申請者の申立てに係る諸事情も十分勘案した上、個別に対応する方針である。

また、既に不法残留の状態になっている者については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づいて退去強制手続を進めることとなる。

なお、退去強制を受ける者については、原則として、政治的意見等を理由としてその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域に送還することはしない。

おって、難民認定の申請があつた場合は、所定の手続に従い処理することとなる。